

BCP、事業承継・経営改善計画を策定したい

BCP・事業承継・経営改善補助金

● 概要

災害時の事業継続に備えるBCP（事業継続計画）の策定や、将来の事業承継に向けた計画策定、M&A及び経営改善計画策定などを支援します。

● 対象者

市内に事業所を有し、申請時に同一事業を1年以上営む中小企業等

● 対象事業及び補助金額

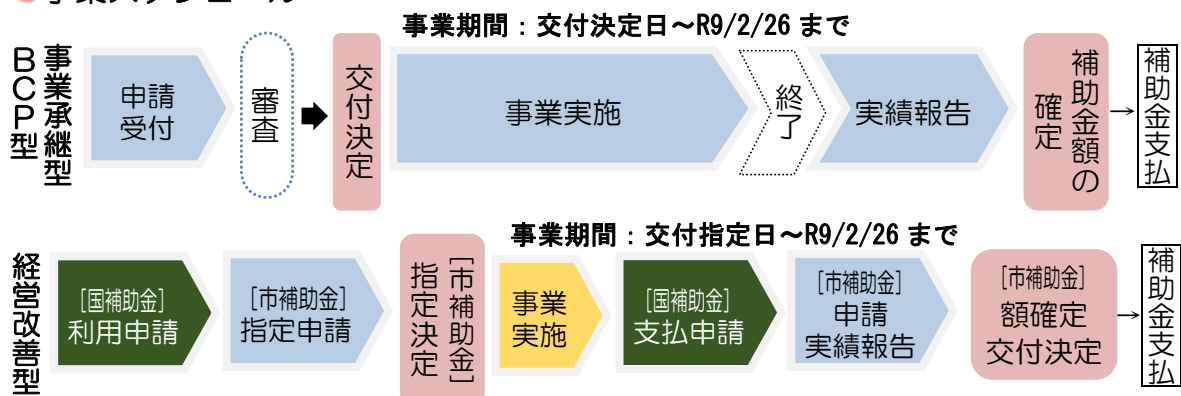
申請区分	補助率・補助上限	対象経費
BCP型	上限30万円 (補助率 1/2)	BCP策定に伴うコンサルティング費用、研修等の費用
事業承継型	上限30万円 (補助率 2/3)	承継に関する企業価値の算出や事業承継計画策定のためのコンサルティング費用、研修等の費用
	特例 上限50万円 (補助率 2/3)	納税が猶予される特例承継計画策定のためのコンサルティング費用、M&A登録費用等
経営改善型	早期経営改善 上限5万円 (補助率 1/2)	国の経営改善支援事業を活用して策定する早期経営改善計画の策定費用
	経営改善 上限20万円 (補助率 1/2)	国の経営改善支援事業を活用して策定する経営改善計画の策定費用

※これまでに同補助金を申請した事業者は、同一の項目には申請できません。

● 募集期間

令和8年4月1日（水）～ 令和9年1月29日（金）※予算に達し次第終了

● 事業スケジュール



● 問合せ 産業支援課 (0258-39-2222)

期間限定で事業承継税制も拡充

●法人版は令和9年9月30日まで ●個人版は令和10年9月30日までに

特例承継計画の確認を受けると非上場株式の贈与税・相続税が猶予・免除されます。

確認が
必要です